

原管 P 発第 1305153 号
平成 25 年 5 月 15 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定
に基づく保安のために必要な措置命令に係る弁明の機会の付与について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づき、保安のために必要な措置命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、貴機構に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成 25 年 5 月 23 日までに文書により提出してください。

記

- 1 予定している不利益処分内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
原子炉等規制法第 36 条第 1 項の規定に基づき、(1)に掲げる原子炉施設について、(2)の保安のために必要な措置を命令すること。
 - (1) 対象となる原子炉施設
高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）
 - (2) 保安のために必要な措置
 - ① 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
 - ・経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等、予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること
 - ・組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること
 - ② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の

規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日原管P発第121207001号）」（以下「措置命令」という。）に対し、平成25年1月31日に貴機構が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）635）」（以下「結果報告書」という。）を提出した時点において、措置が完了していないものについて、措置命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。

③ 上記①及び②について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。

④ 上記③に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第28条第1項に基づく使用前検査（原子炉施設の性能に関する事項に限る）を進めるための活動を行わないこと。

2 不利益処分の原因となる事実

平成25年1月31日に貴機構から結果報告書の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査、平成24年度第4回保安検査等を通じて、もんじゅにおいて、約1万の機器について保全計画に定めた点検間隔／頻度での点検を行わなかったこと、保全の有効性評価を実施せず複数にわたり点検を先送りしたこと、措置命令に基づき一部機器について点検を実施したこと等を確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、原子炉等規制法第35条第1項の規定に基づく、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第26条の2第1項、第26条の2の4第2号、第26条の2の5第1号ロ、第3号及び第5号、第26条の2の6第1号、第26条の2の7各号、第26条の3並びに第30条第1項第4号イ、ロ及びニからへまでの規定に違反すると判断する。

3 弁明書の提出先

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付
〒106-8450
東京都港区六本木1丁目9番9号
TEL：03-3581-3352（代表）

以上